

CHUO SOGO LAW OFFICE NEWS

弁護士法人
中央総合法律事務所
〒530-0047 大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階
電話 06-6365-8111(代表) / ファクシミリ 06-6365-8289
〒106-6030 東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー30階
電話 03-3568-7244(代表) / ファクシミリ 03-3568-7245

2004 夏号
2004年 7月発行 第35号



村上創弁護士をパートナーに迎えました。 中務正裕弁護士、中務尚子弁護士が米国へ留学しました。

猛暑がつづいておりますが、皆様には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、私共は、昨年「弁護士法人中央総合法律事務所」を設立し、東京事務所を開設、皆様のニーズにこたえるべく、業務を展開してきましたが、7月1日よりアソシエイトとして勤務しておりました村上創弁護士をパートナーに迎えることになりました。村上弁護士は豊かな経験に裏打ちされた気鋭の弁護士であります。今後は法人の無限責任社員として更に重責を担うこととなります。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

また、事務所の中堅として活動してまいりました中務正裕、中務尚子両弁護士が米国ノースウェスタン大学ロースクールにそろって合格し留学することになり、過日米国に出発しました。約2年間の留学期間中は皆様にご迷惑をおかけすることになりますが、米国の新しい企業法務を修得し、皆様のニーズに応えて貢献することができるものと存じます。何卒よろしくお願ひ申し上げます。

弁護士法人 中央総合法律事務所
所長代表社員 弁護士 中務 嗣治郎



出身大学
京都大学法学部
経歴
1998年4月
最高裁判所司法研修所修了
50期
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

7月1日をもって社員弁護士、パートナーに就任致しました。

弁護士登録以来6年、様々な事件にわき目も振らず取り組む中から、「迅速・正確・誠実」に事件を処理することがクライアントの皆様のニーズに最適であることを実感した次第でございます。パートナー就任後も、「迅速・正確・誠実」な対応という基本に忠実な姿勢を再度確認するとともに、プラスアルファのサービスを提供できるよう心掛けて参ります。

明日の日本の法曹界を形づくる司法改革が順次実行に移されております。新しい制度のもとでは競争が激化し、厳しい法曹界の将来が予想されております。しかし、改革の時は、同時に「チャンス」の時であると強く信じております。何事にも前向きにチャレンジすることで、逆境も味方にできるという信念をもち、明日の法曹界を担うことができるよう日々研鑽を積む所存でございます。

今後とも皆様のご指導ご鞭撻の程よろしくお願ひ致します。

弁護士 村上 創



弁護士
浅井 隆彦
(あさい・たかひこ)

出身大学
東京大学法学部

経歴
1988年4月
最高裁判所司法研修所修了
(40期)
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)
1994年
ノートルダム・ロー・スクール・
ロンドン校留学
1995年
同卒業
英国ゴールドデンス法律事務
所にて研修
1996年
中央総合法律事務所復帰
現在
大阪弁護士会
広報委員会副委員長

取扱業務
渉外法務(英米法)、
知的所有権、金融法務、
会社法務、商事法務、
民事法務、家事相続法務、
行政争訟法務、税務法務

マンション建設と近隣紛争

弁護士 浅井 隆彦

第1 はじめに

1 マンション事業者がマンションを建設しようとする、近隣住民から建築工事差止めの仮処分命令等が裁判所に申し立てられる場合があります。仮処分命令が申し立てられると、裁判所は、審尋期日といって、近隣住民とマンション事業者双方の言い分を聴く機会を設け、もし、近隣住民の言い分に法律上の理由があり、しかも差止めの必要性があると判断すれば、一定の担保金を積むことを条件に、建築工事を仮に差し止める旨の命令を発します。

2 それでは、どのような場合に、法律上の理由があると認められるのでしょうか。たとえば、居宅の日照・通風は、快適で健康な生活に必要な生活利益であって、法的な保護の対象となる(最高裁昭和47年6月27日判決民集26巻5号1067頁)と一般に考えられていますが、無制限に保護されるわけではありません。侵害行為が社会生活上しんぼうすべきだと考えられる範囲(これを「受忍限度」といいます)においては、差止はもちろん損害賠償の対象にもならないと考えられています。

3 以下、問題となる生活利益ごとに見ていきたいと思ひます。

第2 日照障害

1 建築基準法は、建築物の敷地、構造、設備および用途に関する最低の基準を定めて、国民の生命、健康および財産の保護を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする法律です(同法1条)。建築基準法には、直接的に日照の確保を目的とする規制が二つあります。一つが、北側斜線制限(同法56条1項3号)であり、もう一つが日影規制(同法56条の2)です。

マンションは、建築基準法第6条による建築確認を受けないと建築できませんから、日影規制対象区域にある日影規制対象建物について建築確認済みであるということは、ど先なおさず北側斜線制限および日影規制をクリアーしていることを意味します。このように、日影規制対象区域にある日影規制対象建物であり、かつ日影規制に適合する建物であれば特段の事情がないかぎり私法上これによる日照障害が受忍限度を超え、違法と評価されることはありえないこととなります(佐藤道夫「最近の日照権をめぐる仮処分事件の傾向」NBL228号6頁参照)。

2 佐藤上掲は、「法改正によって新設された建築基準法56条の2は、『周囲の居住者の環境を害するおそれ』の有無を規制基準のひとつにしているから、同条に基づいて制定されたいわゆる日影条例による規制に適合するか否かは、私法上の権利関係についても、有力な判断資料になると考えるべきであろう。日照事件で判断の基準となる主な要因は、日影時間と地域性であるが、日影条例は、地域性を考慮して、日影時間で規制しているからである。したがって、公法規制と私法上の判断は、原則として別のものであるという基本はそのまま維持されるとしても、日影条例の規制との関係では、一部修正して次のように考えるべきであろう。すなわち、法改正および日影条例制定後の建築で、規制地域内にあり、規制の対象となる建物で、規制をクリアーした場合には特段の事情のないかぎり、原則として私法上も違法性がなく(または受忍限度を超えない)と扱うべきである」としています。つまり、日影規制は、「受忍限度」の判断基準において重視される日照被害の程度および地域性の程度により新たに建築される建物の規制を行おうとするものであり、公法的規制でありながら私法上の「受忍限度」の判断要素として決定的な基準となるものということです。

3 そのため、「日影規制基準は制定の当初より、ほとんど判例の差し止め基準を上回るであろうといわれていた」「その意味で日影基準は、法律家(のみならず自治体や住民運動)が必死で追い求めてきたものを、いわば高レベルで一気に決着をつけてしまったといえよう」(五十嵐敬喜「日照権の理論と裁判」11頁)と評価されています。現に大都市圏の昭和56年から60年までの裁判例を網羅的に検討した文献(野村直之「最近の日照権裁判とその考察-日照権に基づく建築差止めめぐって-」判例タイムズ630号2頁)によれば、「日影規制の適用があり、しかもそれに適合した建物について差し止めを認めた裁判例は最近のものについては見当たらなかった」「結局日影規制の適用がないことを理由に、経済性がかりが重視されて日影にあまり配慮を示さず、しかも地域の状況に適合しない建物が差し止めの対象となっている」とのことです。日影規制基準が建築基準法に導入されて以降現在の裁判例において、日影規制地域内にある日影規制に適合した建物に対し建築の差し止めを認めたものは一件もありません。

4 これに対し、日影規制対象区域にないか、または、あっても日影規制対象建物でない場合は、建築確認済みであっても、日影規制適合性のテストを経ていないこととなりますから、樂觀できません。日影規制対象区域にある日影規制対象建物であると仮定して、日影図を作成してみて、それでもなお日影規制をクリアしていないと、日影規制の適用がないことを理由に、経済性ばかりが重視されて日影にあまり配慮を示さず、しかも地域の状況に適合しない建物だとみなされ、受忍限度を超えるものとして、日照阻害を理由とする建築禁止仮処分が認められてしまうおそれが大きくなります。

第3 圧迫感・閉塞感

1 近時、大規模・高層マンションの建設について、圧迫感・閉塞感を理由に建築工事差止めの仮処分命令が申し立てられる場合が増えており、実際に、準工業地域における鉄筋コンクリート造10階建てマンションの建設に関して、隣接地のマンション住民からなされた建築工事差止の仮処分が、日照阻害の点については地域性を考慮して受忍限度を超えていないとされたものの、著しい圧迫感・閉塞感を生じているとして一部認容された事例(神戸地裁姫路支部平成11年10月26日決定判例タイムズ1038号291頁)があります。

2 しかし、圧迫感・閉塞感というものは、専ら心理的側面に關わる問題であり、それを日照阻害等と併せ考慮することなく、独立の建築工事差止請求の判断要素とすることは、客観性に欠け当事者の予測可能性が害される結果になります。山本博「日照阻害を理由とする建築禁止仮処分」(青林書院『裁判実務大系4 保全訴訟法』297頁)も、「しかし、多くの裁判例は、受忍限度の判断において、日照阻害以外の生活利益の侵害を決定的な要素とは考えていないと思われる」と指摘しているところです。このように圧迫感・閉塞感という要素は、裁判例においても日照阻害が認められる事案の副次的な理由として用いられるにすぎないと見るのが妥当です。

3 圧迫感を客観的に判定する方法として「形態率」という概念が持ち出される場合があります。「形態率」というのは、全天空に占める建物の投射率とのことです。つまり、魚眼レンズで天空を見たときに、その何%を建物が占めているかということで、理論上50%が最大値になります。しかし、今のところ、「形態率」という概念を用いて、建築の禁止

を認めた裁判例は見当たりません。名古屋地裁昭和58年8月29日判決(判例時報1101号91頁)は「形態率」について言及していますが、不法行為に基づく損害賠償請求事件であり、建築禁止を請求した事案ではなく、また、この判決の理由中に「被告らは、同年2月に本件建物の建築に着手したところ、原告は本件建物の建築工事禁止仮処分申請をなしたが、同年7月31日右申請は却下され」とあり、先行する建築工事禁止仮処分が却下されたことがわかります。

第4 眺望侵害

1 眺望侵害が建築差止請求の根拠とされることがあります。この点、宮田桂子「日照・眺望の被害と救済」(青林書院『新・裁判実務大系2 建築関係訴訟法』)は「眺望を得る権利は、他人の所有地が(高度)利用されていないことの反射的な利益の側面があり、日照のように、居住者の健康等に直結する問題ではないため、それを保護するための取締法規はない。また、私法的にも、むしろ例外的に保護の対象となっているといえる」とし(387頁)、「眺望が保護に値するかの判断要素としては、眺望の対象となっている景観の内容、被害建物の所在する場所、構造、眺望の状況、眺望との関係での建物の建築や使用状況がいかようになっているか、眺望の保護がレストランの営業というような経済的利益と密接に結びついているか等が考えられる。眺望の利益が主観的要素が強く、日照のように被害程度についての厳密な基準をたてがたいことから、なぜ眺望の利益が必要であるかについて眺望を侵害された側の緻密な主張・立証が必要となる」としています。

2 眺望侵害が問題となった横浜地裁横須賀支部昭和54年2月26日判決(判例時報917号23頁)がありますが、これは、「眼下に半農半漁のひなびた家並みと松林、中間に浦賀水道の潮の流れとそこをいきかう様々な船舶、はるか東に房総半島の山々、西に三浦海岸から剣崎にいたる丘陵をパノラマ式に見渡すことができ」ていた、横須賀市野比海岸から約300メートル離れた丘陵の中腹で、海拔30メートルないし40メートルの南傾斜の高台からの眺望について、「眺望利益の侵害は日照、通風の侵害、騒音、空気汚染のように住民の心身の健康を直接に脅かすものではなく、心理的充足感、愉悦感を阻害するにすぎないものである」として、建物収去請求を棄却したものです。したがって、この事例は、一般の市街地におけるマンションの建設について参考になるものではありません。



中国法務 Q & A

第2回 中国現地法人の設立(外商独資企業編)

弁護士 小林 幹雄

質問1

外商投資企業の形態として外商独資企業を選択するにはどのような利点がありますか。

回答

外商独資企業(外資企業とも称される。以下「独資企業」という。)はその全ての資本が外国資本の出資に基づくという性質上、中国側合営者選択の必要がない、外国資本が独立して企業経営を行うことが可能であり、経営方針等における中国側合営者との間の意見の不一致を回避することができる、(外)外国投資者の技術や商業秘密の漏洩防止を図ることができる、等の利点があるといわれています。

質問2

独資企業に認められる主な権能について説明してください。

回答

独資企業は中国法上の法人条件の規定を満たすことにより、中国法上の法人としての資格を得ることができます(中華人民共和国外資企業法8条)。また、独資企業は有形資産、無形資産の享有主体となるほか、独立して訴訟等争議解決の当事者となることができます。このほか、同法実施細則によれば、独資企業に対して、批准を受けた経営範囲内において自主的に経営管理を行い、干渉を受けない(同実施細則6条)、自ら使用する原材料等物資の購入について自ら決定し、中国において購入する場合には同等の条件下において中国企業と同等の待遇を享受する(同細則42条)、(外)その生産品については中国国内市場において販売することも、国外に輸出することもできる(同細則43、44条)等の権能を認めています。

質問3

独資企業設立の手続はどのようになっていますか。

回答

独資企業設立の手続は合資経営企業の設立手続(前号本欄ご参照)に類似しますが、中国側合営者との間の合営契約締結が不要である等の点において手続が簡略化されている部分もあります。以下、外資企業法実施細則第2章「設立程序」の規定に基づき、設立手続の基本的な部分をご説明します(必要な手続及び内容は地域、事案等により異なる場合があります。)

設立しようとする独資企業所在地の県級以上の人民政府に対する報告(実施細則9条)

報告の内容には、独資企業設立の趣旨、経営範囲、規模、生産する製品、使用する技術設備、用地面積及び要求、使用を必要とする水、電気、石炭、ガス或いはその他のエネルギーの条件及び数量、公共施設に対する要求等が含まれます。

報告を受けた地方人民政府は報告の提出を受けた日から30日以内に書面形式にて外国投資者に対する回答を行うものとされています。

審批機関に対する申請関連書類の提出(実施細則10、11条)

提出書類としては設立申請書、可行性研究報告、独資企業の定款、独資企業の法定代表人(或いは董事会の人選)名簿、外国投資者の法律証明文書及び資本信用証明文書、設立しようとする独資企業所在地の県級以上の地方人民政府の書面回答、輸入が必要な物資の目録、その他必要な書類があげられます。なお、2者以上の外国投資者が独資企業の設立を共同申請する場合は、締結された契約の副本を審批機関に提出して報告、登録をする必要があります。審批機関は独資企業設立申請書類全てを受領した日から90日以内に批准するか否かを決定するものとされています。

弁護士

小林 幹雄

(こばやし・みきお)

出身大学
立命館大学文学部

経歴
2000年10月
最高裁判所司法研修所修了
53期
大阪弁護士会登録
(中央総合法律事務所入所)

取扱業務
民事法務、商事法務、
会社法務、家事相続法務

著書
共書
『逐条解説 中国契約法の実務』
(中央経済社)

(火) 工商行政管理機関における企業登記手続(実施細則12条)

独資企業設立について審批機関の批准がなされたのち、外国投資者は批准証書の受領を受けた日から30日以内に工商行政管理機関に対して登記申請を行い、営業許可証の受領をする必要があります。営業許可証の発行日がすなわち当該企業の成立日となります。なお、上記登記申請が期間中になされない場合、批准証書は自動的に失効することとされています。

質問4

設立申請書及び定款にはどのような事項を記載することとされていますか。

回答

まず、設立申請書の記載事項は上記実施細則14条に、定款の記載事項は15条に列挙されています。紙幅の関係上、ここでは以下の2点についてのみコメントします。

「投資総額及び登録資本」(実施細則14条(四) 15条(三))

投資総額とは独資企業を設立することについて必要な資金の総額であり、その生産規模に応じて投入することが必要な基本的建設資金と生産流動資金の総和を指します。これに対して登録資本とは、独資企業設立のために工商行政管理機関において登記する資本の総額であり、外国投資者が出資に同意した全ての出資額を指します。なお、投資総額及び登録資本の比例については、中外合資企業の投資総額及び登録資本の比例について定めた『中外合資経営企業の登録資本及び投資総額の比例についての暫行規定』(1987年国家工商行政管理局発布) の規定が独資企業の場合にも参照されるものとされています。

「経営期限」(実施細則14条(十四) 15条(八))

独資企業の経営期限については上記実施細則70条に、異なる業種及び企業の具体的状況に基づき外国当事者が独資企業設立申請書の中で立案し、審批機関の批准を経るものとされています。同経営期限については営業許可証の発行日から計算され、また経営期間の延長が必要な場合には外資企業法及び同法実施細則等の定める手続に従い経営期限延長についての申請を行って批准を受けなければなりません(同実施細則71条)。

質問5

独資企業の出資方式・期限等について説明してください。

回答

(出資の形式) (上記実施細則25条以下)

上記実施細則25条には、外国投資者が、両替可能な外貨を用いて出資を行うことができることや機械設備、工業産権、専有技術等を金銭的に評価して出資を行うことができることが定められています。なお、出資に際しては関連法規等の求める各種要件を満たす必要があります(同細則26条以下等)。

(出資の期限) (上記実施細則30条以下)

外国投資者は設立申請書及び定款において出資期限を明記しなければなりません。出資の分割納付を行うこともできますが、この場合、最後の一期の出資が営業許可証の発行日から3年以内になされなければならない、分割納付の第一期の出資は外国投資者出資引受額の15%より少なくはならず、かつ営業許可証の発行日から90日以内に納付されなければならない等の制限があります。なお、期限通りの出資がなされない場合の処理として外資企業批准証書自動失効等の手続が定められています。

(験試報告) (上記実施細則32条)

外国投資者が毎期の出資額を納付したのち、独資企業は中国公認会計士の検証及び験試報告の発行を経て、審批機関及び工商行政管理機関に報告しなければなりません。

(参考文献)

沈四宝 主編『中国涉外経貿法(第二版)』101頁乃至166頁(沈) 首都経済貿易大学出版社, 2002)

焦志勇 編著『外商投資企業法概論』145頁乃至158頁(首都経済貿易大学出版社, 2000)

(筆者注)

引用法規は執筆時点のもので、より詳細な手続等については当事務所にご相談ください。



弁護士

川口 富男

出身大学
京都大学法学部
経歴
1959年4月
最高裁判所司法研修所修了
(11期)
裁判官任官
東京高等裁判所、大阪高等
裁判所、大阪地方裁判所等
の裁判官および最高裁判所
調査官として民事裁判に携
わる。

京都家庭裁判所所長、京都
地方裁判所所長、高松高等
裁判所所長官歴任

1999年11月
高松高等裁判所所長官を定年
退官

2000年1月
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、金融法務、倒産法務、
行政法務、家事相続法務

裁判エッセイ 10

小説の出来上がり方と判決の出来上がり方

前回の裁判エッセイ9で、小川洋子著「博士の愛した数式」が読売文学賞を受賞したことに触れましたが、この本は、その後書店大賞も受賞しました。書店員が客にどの本を勧めたいかという観点から投票したところ、1位になったというのです。

それほどに皆から優れた本と認められたということですが、小川洋子は最近NHK放送でこの本に触れて、おおよそこんなことを語っていました。

「小説は、作者があらかじめ頭で書いたストーリーを追いかけて書くものではなく、考えた人物が自然に動くのを待って、それを追い、その動きなどを一所懸命に観察して書き写していくことで、ストーリーが出来上がっていくものです。ですから、小説がどのように発展するのか分からないもので、作者は不安一杯で展開を待っているのです。こうして出来た物語が本当のもので、頭の中で考えた筋を追ってはいは本当の物語はできません。」

このようにして出来上がった小説は、まさに本当のこと、つまり真実を描いているものになるのだと思います。前々回の裁判エッセイ8で「文学は実学である。」と書いたのですが、虚構に見えそうな小説がなぜ真実を書いていることになるのかを物語るものだといえましょう。

この話を聞きまして、実は民事判決も同じような操作で書いていたな、と思い出しました。というのは、民事裁判では、当然のこととして原告、被告の言い分は異なっていますので、証拠調べをして、真実の姿はどのようなものかを探ります。難しくは「心証を形成する」などと言いますが、要するに、当該の人物や場面が実際にどのような動きをしたのかが見えるようにするのです。

そこで判決書ですが、その見えている世界をただ描写すればよいのです。場面は走馬燈のようにすばやく展開しますから、手早く写しとらなければなりません。時には文章になって見えることもあります。これまた手早く写しとらなければせっかく浮かんだ文章が消えてしまいます。ですから、草稿は、自分が見ても何が書いてあるか分からないような乱雑な字の羅列になるのが普通です。しかし、後にその原稿をタイピストに分かるように校正すればそれだけで判決になるようなものができていたものでした。もちろん、ある事柄を描写するのに、人に最も分かりやすいようにするためにどうすればよいかの工夫はしなければなりません。そのためにはどのような方向から描写するか、行動や場面にどのような方向からどの程度の強さの光を当てれば鮮明になるか、どこかに補助線を書き込むとよりはっきりするの

ではないか、といった工夫を瞬時にしながら描写をしていくことになります。

こういふことですから、判決を書き出すと仕上がりは意外に早いものなのです。これに反して文章を絞り出すようにして書いていくというやり方を採りますと、絞り出すのに力が要しますし、作業は途切れがちにならざるを得ないでしょう。

映画「トラさん」の撮影現場に行き会ったことがあります。志摩の真珠店でのロケーションでしたが、1カットが終わって山田監督がじっと考え始めて全く動きがなくなったのです。監督のこうした考え込みには出演者やスタッフも慣れているようで、当然のことのように皆黙ってたたずんでいましたが、見物人はたまりません。いくら「トラさん」でも、いつ撮影が再開されるのかが分かりませんから三々五々と立ち去っていき、私も立ち去ったのですが、今思うと山田監督は、小川洋子のいうように、実像がみえてくるのをじっと待っていたのだと思うのです。

実像が見えても、それを正確に写すという作業が大切です。これに関しまして彫刻を美術品専門のカメラマンが写すところに立ち会ったことがあります。その彫刻を最も適切に写すために、いろんな装置を置き、いろいろ光線の方向と強さを変えては、その都度大判のボラロイドカメラで試写して確認をし、そうした後に本番を撮っていくのです。大変な作業だと思いました。対象は明確でも、それを正確に写すことには苦勞、工夫がいるという例です。

芸術家は、なにも無いところから実像を立ち上げるのですから、大変ですが、判決は証拠に基づいて実像を把握するのですから、より容易ということになるのかもしれませんが、ただ判決では的確な証拠がなくて実像を掴みきれないときがままあります。そのときにどうするのかの苦勞があります。そして、これは待っていて見えてくるものではありませんし、証拠なくして物を見るということは許されませんから、更なる証拠調べをすることになります。

それでも真実の姿が見えてこないときにどうするか、ということになりますが、こういう時には証明責任分配の法則により、証明責任を負う方の不利に判決することになっています。例えば弁済の主張であれば、弁済の真偽不明のときは、弁済は無かったものとして判決をすることになるのです。

しかし私の記憶では、証明責任で判決の結論を出さなければならなかった例はなかったように思います。



弁護士

中務 正裕

(なかつかさ・まさひろ)

出身大学
京都大学法学部

経歴
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所
1997年4月
中務正裕法律事務所開設
1999年4月
中央総合法律事務所復帰

取扱業務
金融法務、商事法務、
会社法務、倒産法務、
民事法務、民衆対策法務、
家事相続法務等



弁護士

中務 尚子

(なかつかさ・なおこ)

出身大学
京都大学法学部

経歴
1994年4月
最高裁判所司法研修所修了
(46期)
大阪弁護士会登録
中央総合法律事務所入所

取扱業務
民事法務、商事法務、会社
法務、知的所有権、家事相
続法務

渡米挨拶

弁護士 中務 正裕・中務 尚子

本年7月より私、中務正裕と、中務尚子がともに、アメリカのノースウェスタン大学ロースクール (Northwestern University School of Law) に留学することとなりました。ロースクールにおけるLLM(法学修士)修得とその後の実務研修を含め約2年程度を予定しております。

アメリカにおいて、特に重点をおいて学んでいきたいと思っている分野は、コーポレートロー(企業法)分野と知的財産権法の分野です。コーポレートローにおいては、事業再生や資金調達、資産流動化における証券化などファイナンスやM&Aの分野において、アメリカで発達してきた手法が日本においても急速に取り入れられてきております。日々ご相談を受ける案件におきましても、カタカナの用語が並び、複雑なスキーム構成をとる取引案件が増えてきており、国内企業同士での取引でも、あらゆることを規定しておくアメリカ的な契約書が確実に多くなってきております。これらの分野における合理的なスキーム策定や的確なアドバイスのため、直接かかる手法を生み出してきたアメリカにおいて、より深い理解と最新の実践的な手法を学んでいきたいと思っております。

また、今や社会のあらゆる分野において、知的財産権の保護は極めて重要となってきており、これを適切に保護し、その侵害に対し、適切・迅速な対応を行っていくことは、我が国の国家的課題にもなってきております。知的財産権法の分野においても、アメリカは先進的な判例、法理論や手法を構築してきており、これらを学んでいくことは大いに意義があると考えております。

私自身、これまで、金融法務を中心とし、多くの紛争解決や事業再生、M&A等コーポレート分野において経験を積んでまいりましたし、中務尚子弁護士においては、知的財産権の分野で多くの紛争解決の経験を有しております。これらの経験を踏まえ、アメリカにおいて最新の法理論と実践的な手法を学ぶことにより、クライアントの皆様へのこれからのニーズに的確に対応し、お役にたつことができるものと確信しております。

少し留学先の大学をご紹介したいと思います。ノースウェスタン大学は、シカゴ(イリノイ州)にあり、法学の他にも、経営学や医学・音楽・演劇・ジャーナリズムにおいて高い評価を受けています。以前、NHKでノースウェスタン大学のジャーナリズム学科の学生たちが、冤罪事件の真相を突き止めるまでの奮闘を描いた「死刑を中止させた6人の若者」という番組が報道されましたが、ご記憶にある方もおられるかと思えます。中でも、ロースクール及びケロッグ・ビジネススクールは、全米でトップクラスの評価を受けており、ロースクールとケロッグ・ビジネススクール(MBA)の共同のコースも多く設けられ、ケーススタディを中心とした実践的なビジネスモデルにおける法律適用について学ぶことが可能です。

留学中は、皆様大変ご迷惑をおかけすることとなりますが、時代に見合った専門性や知識を身につけてくるとも、弁護士として必要な研鑽であると思っております。帰国後は、国内案件はもとより、国際案件についても、より一層皆様にお役にたてるよう精進してまいりますので、今後ともどうぞ宜しくお願いいたします。また、シカゴに支店、関係会社など、ご関係先が在られましたら、彼地にてご挨拶にお伺いしたいと存じますので、事務所までご一報いただければ幸いです。





「人物評価の三原則」

中央総合会計事務所 税理士 岡山 栄雄

税理士 岡山 栄雄
(おかやま・えいお)

出身学校
高知学芸高等学校
関西学院大学経済学部

出身地
高知県中村市

主な経歴
大阪国税局 総務部企画課長
大阪国税局 査察部管理課長
大阪国税局 査察部次長
福知山税務署 署長
南税務署 署長

事務所
大阪市北区西天満2丁目10番2号
幸田ビル6階603号
TEL 06-6363-2063
FAX 06-6363-2067

組織においては、上司による部下の人物評価は避けて通れない事柄です。人物評価は、人間が人間を評価することですから絶対ということはありません。また、人間には個性があり好き嫌いの感情があり、そして人生経験の差があります。したがって、その評価は相対的なものにならざるを得ませんが、できるだけ適正公平な評価をする必要があります。国税局では、毎年4月になると上司が部下を人物評価し、その結果を勤務記録書として文書で残すことになっています。私も20年近く管理職をしていましたので、毎年1回、部下の勤務評定をしてきました。そのときの経験から、人物評価には三つの原則があると考えています。人格、能力、そして実績に対する評価の原則です。

まず「人格の評価」ですが、人格には表の面と裏の面があります。人間は一般的に表の面しか見ていませんし、また見させません。ところが人間の本性は「修羅場」において表に現れます。私も査察部時代には数々の修羅場に遭遇しましたが、修羅場では人間の行動が通常の時とは逆になる場合が多いものです。往々にして、日ごろは立派なことを言っている人が、修羅場に遭遇すると意外にもろく、逃げの姿勢に変わることがあります。逆に、普段はあまり目立たない人が、修羅場になると意外な力を発揮することも、幾度となく経験しました。人格の評価は、その人物の表より裏、特に修羅場における行動によって判断すべきです。

次に「能力の評価」ですが、人間の能力は、細かい枝葉の能力より根本的な能力によって評価すべきです。話がうまいとか、字が上手だとか、小手先だけの能力ではなく、もっと

根幹にかかわる能力で判断すべきです。根幹にかかわる能力とは、その人物の能力が「テイクオフ」しているかどうかです。テイクオフとは、経済学でも使われている離陸のことで、経済発展段階説における離陸と同様に、人間の能力にもテイクオフする時があります。仕事に対して10年くらい自分の専門分野を一心に集中努力すると、困難な仕事に率先して取り組んでいると、ある時期ふっと分かる時があります。いわゆる悟る時です。一度そうなることすべての事は分からなくても、ほとんどの仕事に応用が利きますし、危機管理にも自信を持って対応することができます。能力の評価は、その人物がテイクオフしているかどうかによって判断すべきです。

最後は「実績の評価」ですが、実績の評価は「三比主義」に基づく結果評価、すなわち前年対比、計画対比、他者対比の三つの数値評価が中心となります。現在のところ、目に見える判断基準としてはこの方法以上のものは考えられません。私も前年実績との対比評価、計画係数に対する達成評価、同規模部署との比較評価を十分に利用しました。特に査察部時代には、グループ単位による成果グラフによって実績評価をしたため、グラフ好きな課長とまで言われました。ただし、実績評価では、できるだけ長期的な評価に心がけるほか、数値化できない質的な面にも十分配慮する必要があります。

組織に所属する人間にとっては、仕事の一環として部下を評価する必要があります。また個人は、毎日の生活において他人を評価しながら日々暮らしています。したがって人物評価は、われわれの社会生活においては日常的な判断のひとつとなっています。三つの評価原則に基づいて、適正かつ公平な人物評価をしたいものです。

大阪事務所



弁護士法人
中央総合法律事務所

大阪事務所
〒530-0047
大阪市北区西天満2丁目10番2号 幸田ビル11階・受付5階
TEL. 06-6365-8111(代表) FAX. 06-6365-8289

東京事務所
〒106-6030
東京都港区六本木1丁目6番1号 泉ガーデンタワー30階
TEL. 03-3568-7244(代表) FAX. 03-3568-7245

<http://www.clo.jp>

東京事務所



所属弁護士等

弁護士 中務 嗣治郎	弁護士 岩城 本臣	弁護士 森 真二	弁護士 村野 譲二	弁護士 安保 智勇	弁護士 浅井 隆彦	弁護士 中光 弘
弁護士 中務 正裕	弁護士 村上 創	弁護士 加藤 幸江	弁護士 中務 尚子	弁護士 小林 章博	弁護士 錦野 裕宗	弁護士 鈴木 秋夫
弁護士 小林 幹雄	弁護士 三浦 章生	弁護士 近藤 恭子	弁護士 藤井 康弘	弁護士 岸田 直子	弁護士 國吉 雅男	弁護士 瀧川 佳昌
弁護士 川口 富男	弁護士 岡村 亘	弁護士 福屋 憲昭	法務第一部長 寺本 栄	法務第二部長 角口 猛		